

8 日本農業経営学会賞表彰規程

第1条 この規程は、会則第5条第3項に基づき農業経営研究上の顕著な業績を表彰することについて定める。

第2条 日本農業経営学会賞は以下の4種とする。

1. 学術賞

本学会に5年以上継続して在籍している会員（学生会員、購読会員、賛助会員を除く）または同じ条件を満たす会員を代表とする共同研究のグループによる著作または論文であって、農業経営研究に対して学術上著しい貢献の認められるものを対象とする。ただし、共同研究のグループが受賞者となる場合は、賞の名称を共同研究学術賞とする。

2. 奨励賞

本学会に3年以上在籍し、表彰年の4月末現在で満40歳以下の会員（購読会員、賛助会員を除く）による著作または論文であって、農業経営研究に対して学術上著しい貢献が認められ、かつ、当該会員の将来の発展が期待されるものを対象とする。

3. 学会誌賞

本学会の会員（購読会員、賛助会員を除く）を筆頭著者とする本学会会誌掲載論文であって、農業経営研究に対して学術上著しい貢献の認められるものを対象とする。

4. 実践賞

原則として農業経営または民間部門における農業経営支援に関わる事業の実践であって、農業経営研究の発展に対して顕著な貢献の認められるものを対象とする。

第3条 会則第20条に基づいて学会賞選考委員会、学会誌賞選考委員会及び実践賞選考委員会を設ける。

第4条

1. 学術賞・奨励賞の表彰の対象となる著作・論文は学会賞選考委員会を選定し、理事会の承認を得るものとする。

2. 学会誌賞の表彰の対象となる論文は学会誌賞選考委員会を選定し、理事会の承認を得るものとする。

3. 実践賞の表彰の対象となる実践は実践賞選考委員会を選定し、理事会の承認を得るものとする。

4. 学会賞の表彰は総会において行う。

第5条 学会賞選考委員会細則、学会誌賞選考委員会細則及び実践賞選考委員会細則については別途定める。

第6条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和58年10月22日から施行する。
2. 規程の一部を平成07年10月06日から改正する。
3. 規程の一部を平成09年10月18日から改正する。
4. 規程の一部を平成14年10月11日から改正する。
5. 規程の一部を平成15年04月01日から改正する。
6. 規程の一部を平成16年07月15日から改正する。
7. 細則の一部を平成25年09月21日から改正する。
8. 規程の一部を平成27年09月11日から改正する。
9. 規程の一部を令和08年03月22日から改正する。